

品目横断的政策に関する提言



平成17年10月12日
社団法人 日本農業法人協会

目 次

はじめに	1
. 新たな品目横断的政策の実現	3
1. 基本的な考え方	3
「選択」と「集中」	
担い手が経営の安定を確保できる仕組み	
「日本型直接支払」の仕組み	
. 具体的な制度	5
対象となる経営（規模（所得・面積））	
支払の仕組み	
財政負担	
. その他の検討事項	7
部門専門的経営への対応	
農業生産環境施策との関連づけ	
その他経営安定のための諸施策	
おわりに	9

品目横断的政策に関する提言

平成 17 年 10 月 12 日
社団法人日本農業法人協会

はじめに

現在進められている W T O 農業交渉やアジア諸国との F T A 交渉の進展によつては、農業分野における国際競争の激化が予想されます。また、昨今の農産物価格の低迷や収益性の低下、自然災害の多発等は、われわれ農業法人のような大規模な専門的経営体においても、経営環境を悪化させる恐れがあり、均一的な政策ではなく、担い手が安定的に経営に取り組める環境づくりが急がれます。

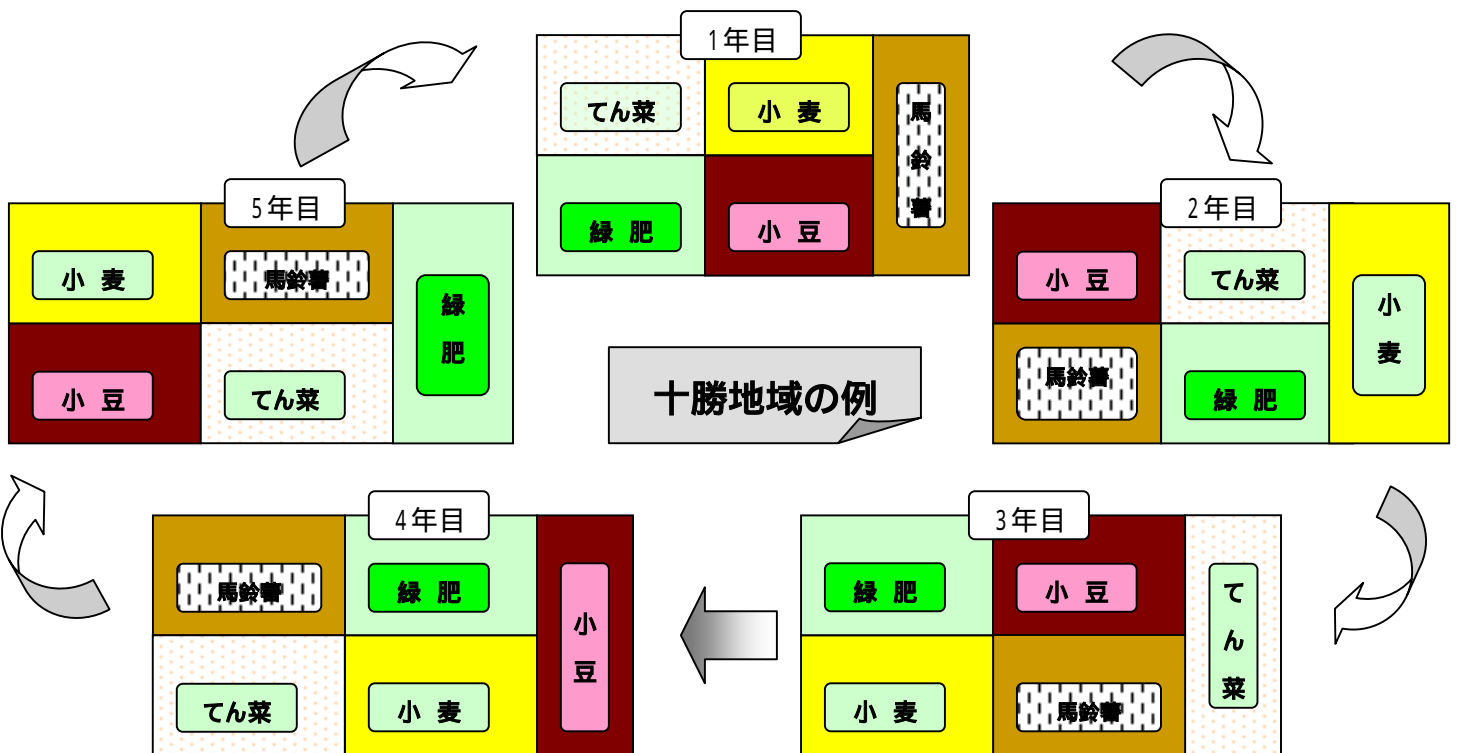
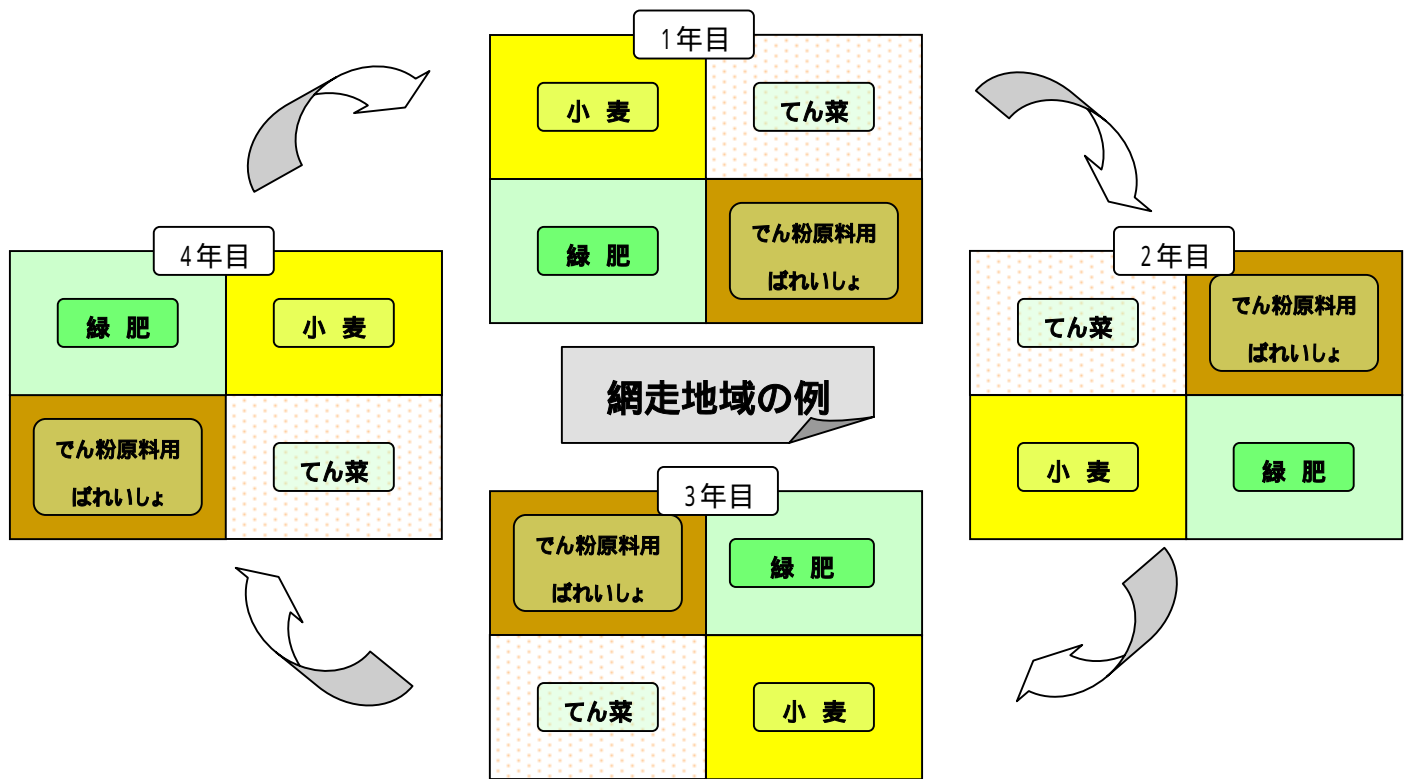
本年 3 月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において、担い手に対し施策を集中的・重点的に実施することや品目横断的政策（経営安定対策）を導入すること等が明記されました。

経営安定対策は、国際規律の強化が進んでも担い手のさらなる経営発展を可能とし、また、担い手の明確化や集中的・重点的な支援を通じて担い手、さらには日本農業の体質強化にもつながること等から、われわれ農業法人が待ち望んだ政策と言えます。

また、対象を明確にして施策を効果的に実施することは、国民に対し、安全で安心な食料を安定的に供給する姿を明らかにするとともに、国民の負担のあり方についてもわかりやすいものとなることから、その理解と納得を得やすくするものと考えます。

したがって、新たな政策の具体化にあつては、産業政策と地域振興政策とを明確に区分し、産業政策の枠組みの中で、しっかりとした担い手が育成・確保されるよう望みます。

北海道の畑作法人の輪作パターン



日本農業法人協会 第1回「品目横断的対策」意見交換会アンケートによる

新たな品目横断的政策の実現

1. 基本的な考え方

「選択」と「集中」

新たな政策では担い手に集中的・重点的に施策を実施し、その体質強化を支援すべきであり、また、新たな政策の財源のあり方について国民の理解を得ることが必要だと考えます。

担い手が経営の安定を確保できる仕組み

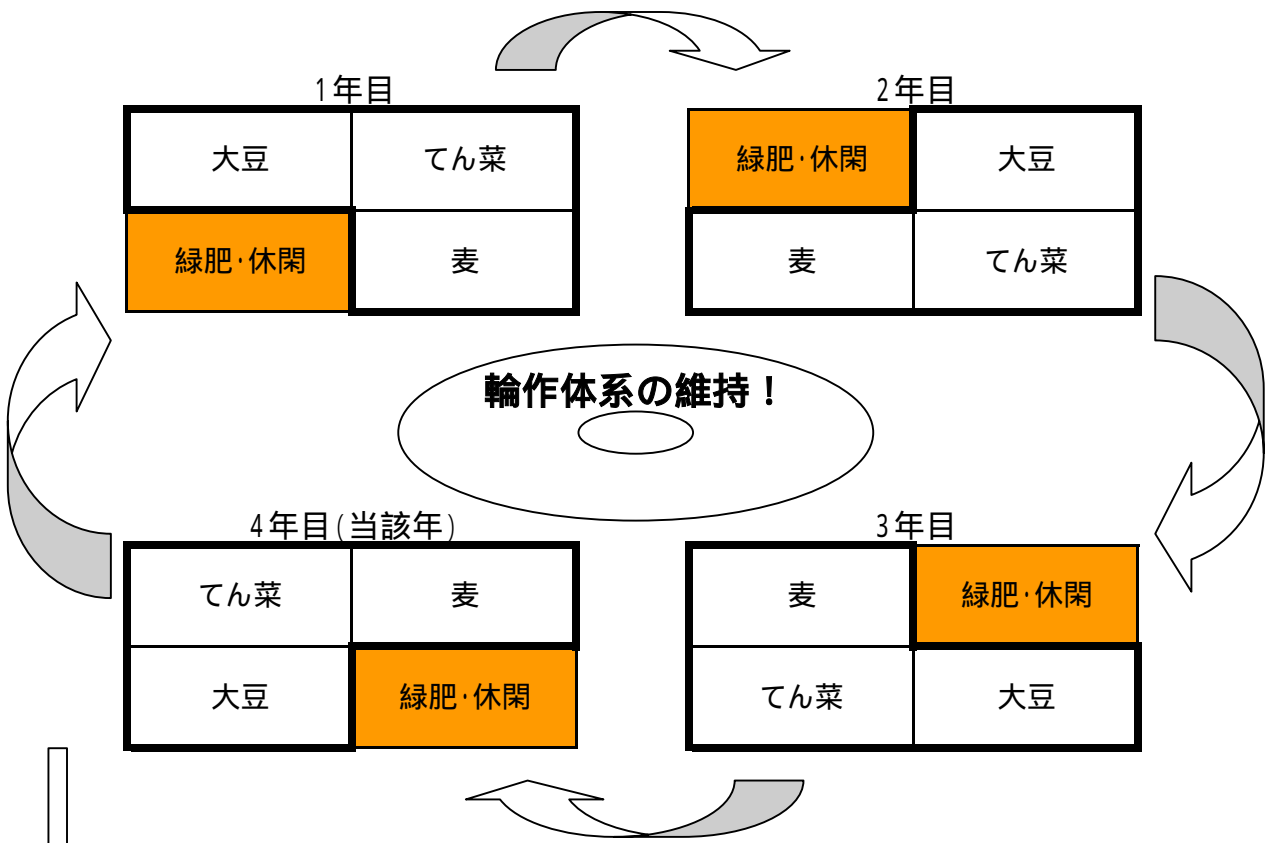
一般的に経営規模が大きくなるにつれ、価格政策の転換の影響を大きく受ける恐れがあります。今回の政策転換でも、単にWTO上「黄の政策」を「緑の政策」に置き換えるのではなく、これら担い手に対する影響を最小に留めるような、担い手への政策の集中化・重点化が必要であり、それらをインセンティブとして、担い手が生産の効率化や生産性向上等の努力を発揮させ、経営全体の安定を図りうる仕組みとすることが必要です。

「日本型直接支払」の仕組み

わが国においては、引き続き農業構造の改革を通じ、優良農地を担い手に集積し、かつ、国民合意を得て、食料自給率の向上等を図る必要があることから、新たな政策においては、こうした課題の解決を実現する「日本型直接支払」の仕組みとすべきです。

畑作の場合

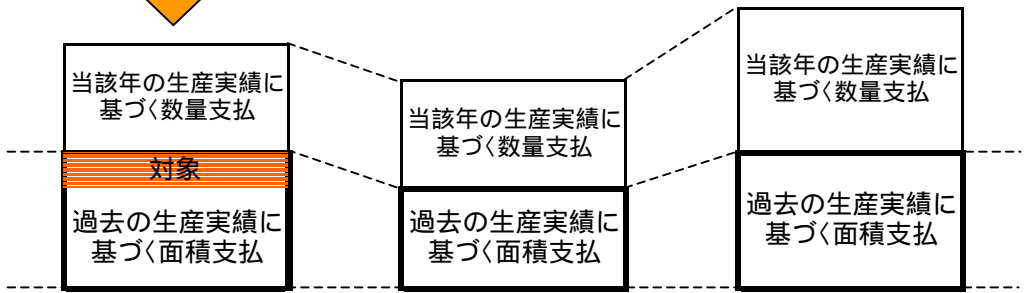
-



直接支払額(面積支払 + 数量支払)の比較

・地力の維持!
・土壌流亡の防止!
・耕畜連携!

・地力の衰え!
・土壌流亡!
・耕畜連携が図れない!



< 「緑肥」「休閑」が対象である場合 >

< 「緑肥」「休閑」が対象でない場合 >

< 対象作物を全面作付の場合 >

< 輪作体系を取り入れている畑作経営 >
『緑肥』『休閑』等収益性の低い作物を組み合わせている場合は、その後も輪作体系が維持されていることを条件に、その面積を過去の対象面積に加えるべき!!

具体的な制度

対象となる経営（規模（所得・面積））

施策の「選択」と「集中」を基本に考え、規模要件としては、真の担い手育成につながるよう、他産業並みの所得を持続的に確保できることを基準に面積要件を定めるべきです。

中山間地域等の条件不利地域において、農業法人は地域の雇用や定住等地域政策に大きく貢献している実態を踏まえ、特例として、農業法人経営にあった要件の緩和を検討すべきです。

集落営農については、一元的に経理を行っていること、経営として成り立っていること、数年後に法人化を予定していること等を要件とすべきです。生産組織については、経営の主体性の有無や、出荷・販売の形態等を要件に対象経営にすべきです。

支払の仕組み

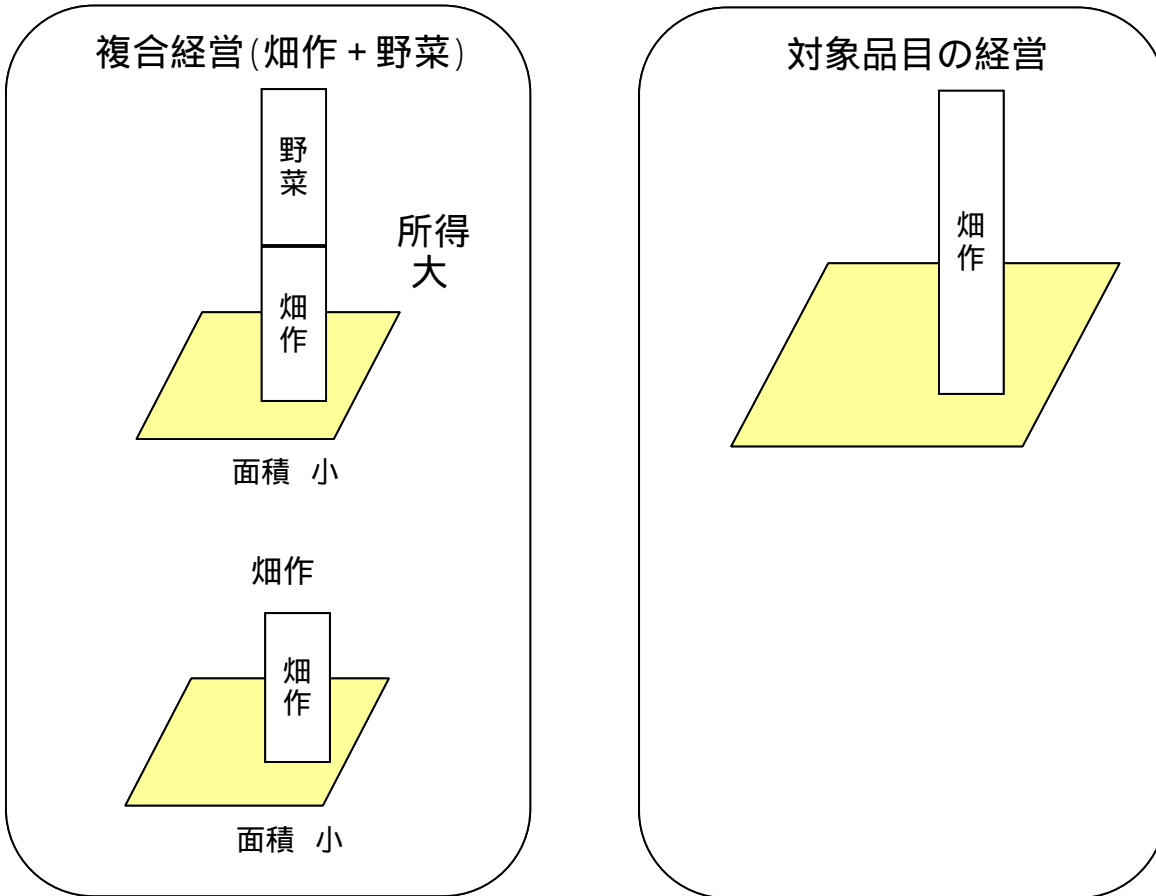
輪作体系の畑作経営において、緑肥作物や休閑等収益性の低い作物を組み合わせている場合は、その後も輪作体系が維持されていることを条件に、緑肥作物作付や休閑等の面積を過去の対象面積に加えるべきです。

対象品目と野菜等の高収益作物との複合経営については、経営全体として所得要件を満たす場合は対象とすることが必要です。

対象経営に農地が集積された場合、その翌年度よりその加算面積を対象面積に反映すべきです。

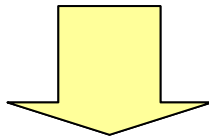
複合経営の場合

-



面積要件を**満たさず**
品目横断的政策の**対象外**

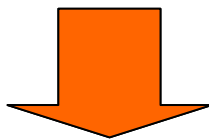
面積要件を**満たし**
品目横断的政策の**対象**



複合経営 は、対象品目の**面積が小**

しかし

経営全体の**所得が大**



< 対象品目と野菜等の高収益作物との複合経営 >
経営全体として所得要件を満たす場合は、対象とすべき！

財政負担

新たな政策は国民・納税者の利益に直結し、国民・納税者が利益を実感できる仕組みでなければなりません。補助金・交付金等の受益者たる担い手自らも、その施策の持つ役割を国民・納税者に説明するなど、理解促進に取り組むべきです。

交付金が財政負担の上に成り立っていることが実感できるよう、交付金の交付ルートは行政ルートとすべきです。

その他の検討事項

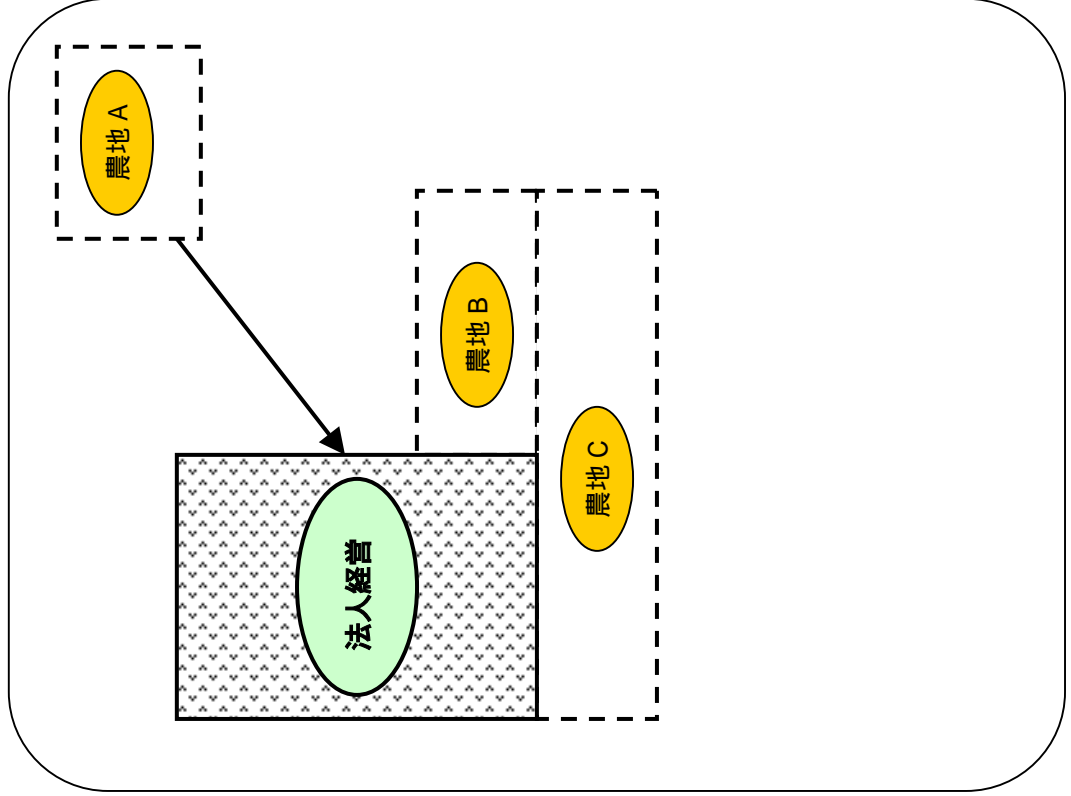
部門専門的経営への対応

今回政策の対象には位置づけられていない部門専門的経営の野菜・果樹・畜産等の経営についても、対象品目とバランスを図る観点から、引き続き必要な政策を推進していくべきです。

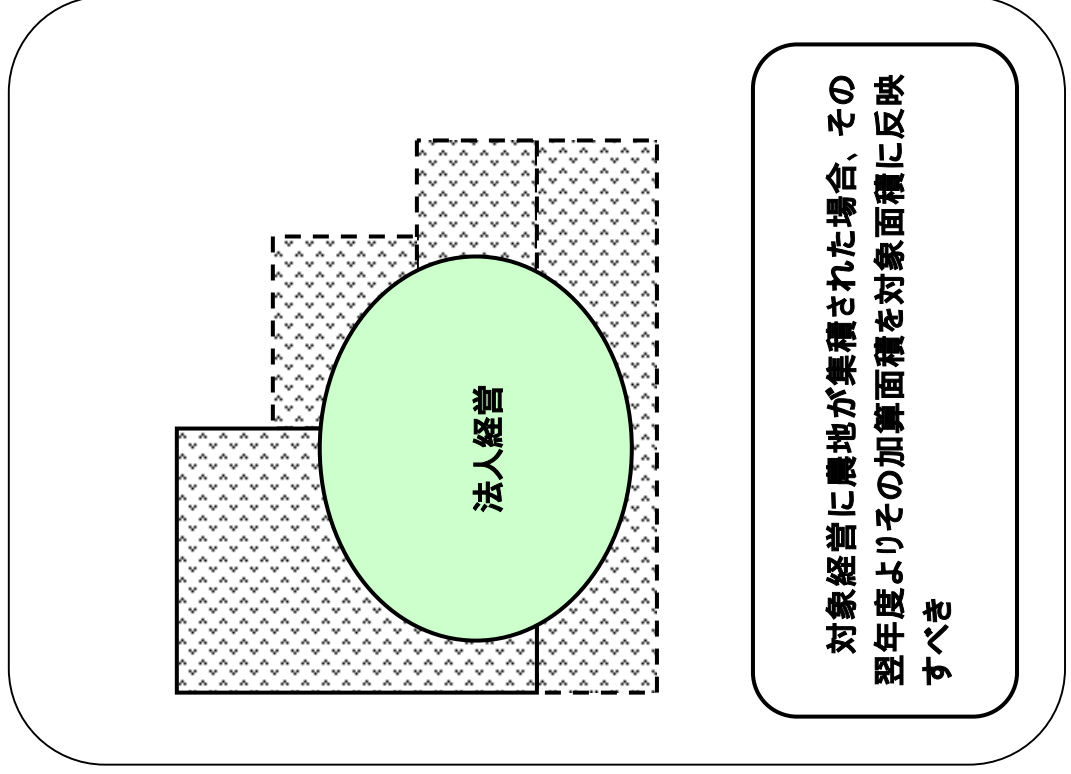
農業生産環境施策との関連づけ

農業生産環境施策との関連からは、環境に負荷を与えない一定の営農規範（日本型GAP）に合致する取組みや、農業的資源の有効活用や土づくり、地力増進等を図るための耕畜連携等の取組みに対しては、一定の支援（環境支払）を行うべきです。

農地の流動化・集約化の促進イメージ



流動化
集約化



-

その他経営安定のための諸施策

土地利用型経営の安定には技術力の向上と面的な農地集積が必要であり、農地を中長期に安定的に確保するための税制の拡充、経営安定のための準備金等が必要です。

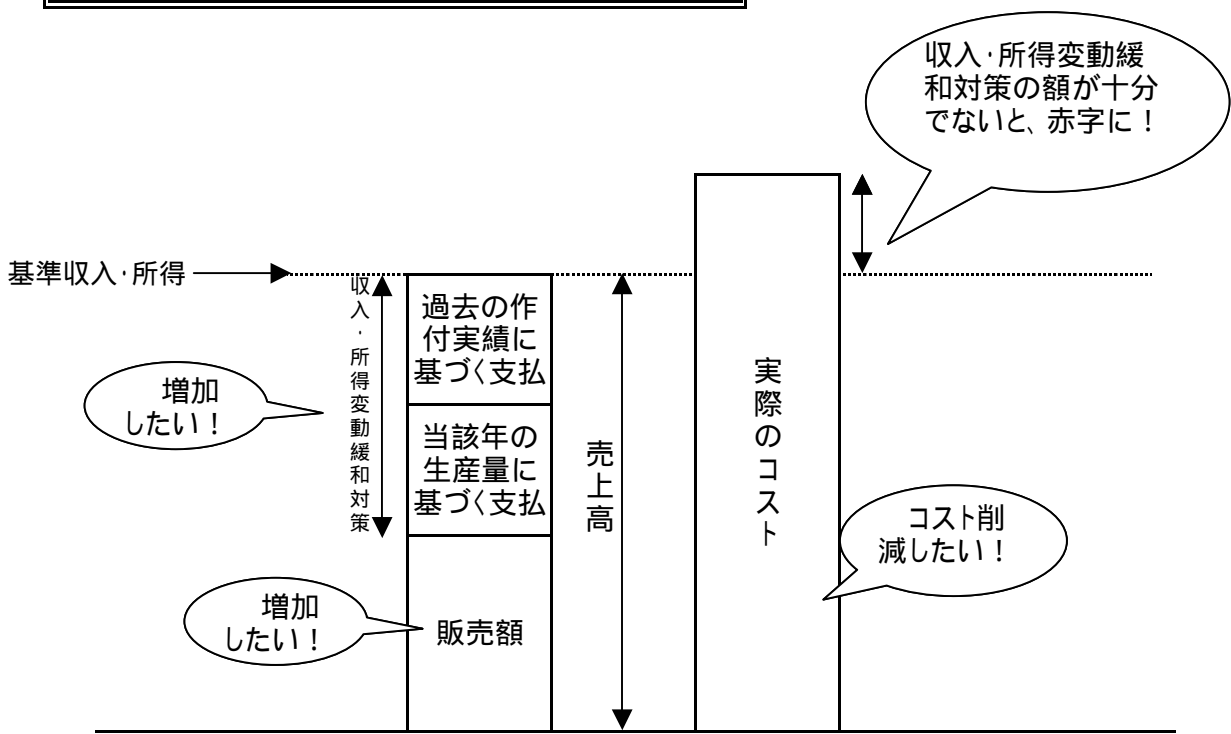
また、消費者参加型ファンドや、経営を立ち直らせる間の低利運転資金、リスクの高い投資への助成措置、担保に依存しない金融手法の確立や保証制度などの金融政策が必要です。

おわりに

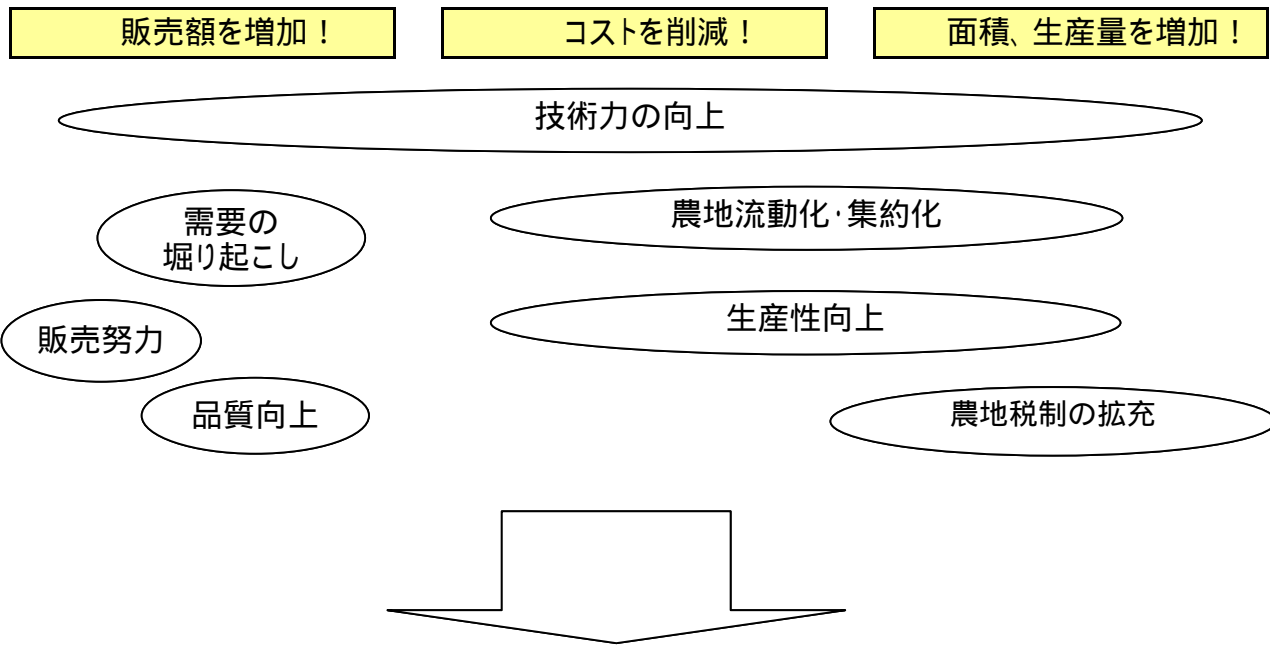
われわれ農業法人は新たな時代に対応し自己責任の下、経営の安定ならびに国民への安全・安心な食料の安定供給に努めて参りますので、以上の点を踏まえた品目横断的政策を望みます。

収入・所得変動緩和対策でも・・・

-



【経営の安定のためには】



経営安定のためには、品目横断的政策に加えて、技術力の向上と面的な農地集積が必要!